

公 示 送 達 書

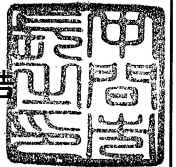
中間市告示第 122 号

下記の者に係る送達すべき書類は、送達を受けるべき者(法人)の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないため、地方税法第20条の2に基づき公示送達を行います。送達を受けるべき者(法人)は、送達すべき書類を当市役所収納課で保管しておりますので、受け取りを申し出てください。

掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、地方税法第20条の2第3項の規定により書類の送達があったものとみなされます。

令和8年7月16日

中間市長 福田 浩



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		氏名	文書番号
1	地方税法第726条に基づく通知書	香本 高幸(前田 仁分)	7中市収第2719号
2	地方税法第726条に基づく通知書	皐月 誠	8中市収第166号
3	地方税法第726条に基づく通知書	嘉藤 一樹	8中市収第166号
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
備考			